## 新監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和3年10月1日

新潟市監査委員 高 井 昭一郎

 同
 伊藤秀夫

 同
 五十嵐完二

 同
 串田修平

## 監査結果等に基づく措置

令和3年度第1期定期監査及び行政監査結果報告(令和3年7月2日新監査公表第3号)分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
《指藤事項》東区プラザを利用する際の使用料の額は、「新潟市東区プラザ条例」額に対ったるが、営利目開的かつ希暖房機使用期間における使用力方法。直に上級なる課った方法で算定し、利用者より過大に後収していた。なお万法で算定し、利用者より過大に後収していた。なお万年間でその対象者数は約700者、またその金額は総額で約440万円の情報に関係といた。なお万年間でその対象者数は約700者、またその金額は総額で約440万円の情報に関係といた。なお万年間でその対象者数は約700者、またその金額は総額で約440万円の場合、同条例別素2に定められており、宣伝、販売その他の営利のでは、同様的もららである場合の使用料の額は、同療使用料」という。)のまで皮及用料の額は、同療使用料」という。)のまで皮及用料の額は、同療性用料という。)のまで皮及用料的額は、自療機者常にて、通常の合砂の場合の30%を加えた額と定められている。よって近常の対象に対して対していた。まった。では、自然の表別に対しては、本来であれば通常の使用料の230%に第の側間における利用目に対しては、本来であれば通常の対象を加えた額と定められている。ようで大きでは、一般では、一般では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き		正な計算に基づく使用料に修正した。 ②過大に徴収してきた使用料について、地方 自治法の規定に基づき、過去5年分を運付す るため、令和3年5月28日付けで還付通知	る。 ①料金徴収のような事務については、運用を 開始する最初の段階や公共施設予約システム 導入時等の機会を捉えダブルチェックを徹底